

小牧市小学校就学前子どもの区分に係る認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認の申請等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 2 2 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市規則第 3 0 号

小牧市小学校就学前子どもの区分に係る認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認の申請等に関する規則の一部を改正する規則

小牧市小学校就学前子どもの区分に係る認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認の申請等に関する規則（平成２７年小牧市規則第１３号）の一部を次のように改正する。

様式第２中「育児休暇」を「育児休業」に、「入園を強く希望しない」を「希望する保育所等に入所できない場合は、育休延長も許容できる」に改める。

様式第９中「育児休暇中」を「育児休業中」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和７年９月１日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市小学校就学前子どもの区分に係る認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認の申請等に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市小学校就学前子どもの区分に係る認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認の申請等に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。